

○被留置者の留置に関する訓令

平成19年5月30日
警察本部訓令第12号
岩手県警察本部長

[沿革] 平成25年3月警察本部訓令第3号、27年3月第2号改正、令和4年6月第19号改正、令和5年3月第6号改正

本訓令は、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇を図ることを目的として、必要な事項を定めたものである。

※ 以下省略